

適正な価格転嫁の実現に向けた取組

令和5年8月31日
公正取引委員会

転嫁対策の具体的取組①

(1) コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

- **11万名を超える事業者**を対象に実施
- 昨年に行った注意喚起文書の発出（4,030名）や企業名の公表（13名）の対象になった**企業の取組状況をフォローアップ**
- **コストに占める労務費の割合が高い業種**（例：総合工事業、情報サービス業、道路貨物運送業）に対して重点的に調査票を送付
- 年内を目途に調査結果を取りまとめる予定

労務費に関する業界ごとの実態を把握

(2) 労務費の転嫁の在り方に係る指針

- 内閣官房・公正取引委員会の連名で策定（年内にまとめる予定）
- **労務費の転嫁に関する事業者（発注者及び受注者）にとっての行動指針**

<指針の内容>

- ✓値上げ要請のタイミング
- ✓値上げ要請の幅の考え方
- ✓根拠とする資料
- ✓発注側の対応（発注側からの協議、本社の関与等）

等

転嫁対策の具体的取組②

(3) 独占禁止法・下請法の厳正な執行等

- ・ 関係省庁とも連携し、法違反等が多く認められる業種（27業種）における**取引適正化に向けた取組強化の把握**を行い、**事業者や事業者団体における自主的取組の改善強化**を促していく（令和5年内を目途に必要なフォローアップを実施）
- ・ 以上のような取組と併せて、**独占禁止法や下請法に違反する事案**については、命令、勧告など、事案に応じた法律上の措置を積極的に行ってきており、引き続き、**厳正に対処**

参考：買ったたきに対する下請法に基づく勧告事件（令和5年3月27日）

原材料価格の上昇等を背景として単価引上げを求める下請事業者に対して、実際には具体的な単価引上げの計画などなかったにもかかわらず、今後、段階的に単価を引き上げる旨を伝え、その言動を信頼した下請事業者に、下請事業者の製造原価未満の新単価を受け入れさせることにより、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めていた。

- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、**適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

①独占禁止法の執行強化	②下請法の執行強化等	③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底
<p>1 コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11万名を超える事業者に対する書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種に対して重点的に調査票を送付。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日） 【令和5年5月末開始】 ・ 緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ） ・ 立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応 ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】 <p>2 荷主と物流事業者との取引に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る101名に対する立入調査の実施、777名への注意喚起文書の送付 ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年6月初公表】 	<p>1 重点的な立入調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定（情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の5業種） ・ 重点的な立入調査の実施【継続実施】 <p>2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】 <p>3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】 	<p>1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】 ・ 経済団体等への働きかけ【継続実施】 ・ ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】 <p>2 相談対応及び情報収集の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番 電話番号 0120-060-110 【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。